

# ツール・ド・九州2026佐賀県開催に係る機運醸成・当日イベント運営業務委託 仕様書

## 1 業務目的

- ・国際自転車ロードレース「マイナビ ツール・ド・九州2026」の佐賀県開催に向け、県民への認知向上及び観戦促進を図るとともに、大会当日の観戦環境を整備することで賑わいを創出する。
- ・併せて、唐津エリアの景観・文化資源や唐津における佐賀県の施策（ルート・グランブルー、PLAPLA、パラセーリング、ビーチイベント GrandBlue2026、名護屋城大茶会等）との連動を意識し、観戦者の体験価値を向上させるとともに、大会後の観光誘客につなげることを目的とする。

## 2 業務概要

- (1) 業務名称 ツール・ド・九州2026佐賀県開催に係る機運醸成・当日イベント運営業務
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和8年11月30日まで
- (3) 履行場所 佐賀県コンベンションチームが指定する場所

## 3 ツール・ド・九州の概要

### (1) 概要

2023年から九州の経済界と行政が協力して九州各地で開催しているUCI（国際自転車競技連合）公認のサイクルロードレース。佐賀県は、福岡県と共同で2026年10月10日に初開催。

主催者はツール・ド・九州2026実行委員会・一般社団法人ツール・ド・九州。（以下、「実行委員会」という。）

### (2) 日程・場所等

区分	開催日	開催県
クリテリウム	令和8年10月9日（金）	長崎県佐世保市
ステージレース	令和8年10月10日（土）	福岡県、佐賀県（唐津市）
	令和8年10月11日（日）	熊本県、大分県
	令和8年10月12日（月・祝）	宮崎県

### (3) レース時間

スタートからフィニッシュまで概ね3時間程度

### (4) 公式発表等のスケジュール

- 令和8年 5月末 コース発表
- 8月上旬 当日イベント、交通規制の概要を公表
- 8月下旬 当日イベント、交通規制の詳細について周知開始
- 10月10日～12日 ツール・ド・九州2026開催

※コース案、交通規制の想定時間帯・区間等は、説明会時に提示する

## 4 業務内容

本業務は提案者の企画力及び創意工夫を重視するものであり、本仕様書に記載の内容は最低限の要件を示すものである。より効果的と考えられる手法については積極的に提案すること。

なお、本仕様書において「～すること」「～行うこと」と記載する事項は必須事項とし、「自由提案可」と記載する事項は必要事項を満たした上で提案者の裁量により提案できる任意事項とする。

## (1) 大会開催までの機運醸成

### ア 広報物の製作・配布

提案者の知見を踏まえ効果的な媒体選定・数量・配布先・時期・配布方法等を提案すること。

- ・チラシ A 4両面カラー 時期を分けて2回 各 5,000枚
- ・ポスター A 2片面カラー 200枚
- ・展示用ポスター B 2片面カラー 20枚
- ・展示用ポスターフレーム B 2サイズ 10枚
- ・ロゴ入り風船(色:黄色、手持ち棒付き) 500個

※上記の媒体・数量等は目安

※キービジュアルおよび基本デザインは、県が別途発注で統一

### イ プロモーション動画を活用したPR

既存プロモーション動画(1分、15秒×2種類)を活用すること。

- ・編集・配信・演出方法は自由提案可

※編集を行う場合は、広報物のキービジュアルおよび基本デザインを踏まえ、全体の統一感を図ること

### ウ プロモーション動画の修正

既存のプロモーション動画(1分、15秒×2種類)について必要に応じて修正を行うこと。

### エ 地元メディアでのPR

大会直前期を中心に、来場促進を目的としたテレビCM、ラジオCM、新聞広告等を実施すること。

- ・媒体選定、内容、タイミングは自由提案可

※テレビCM等において新たな映像制作を行う場合は、広報物のキービジュアルおよび基本デザインを踏まえ、全体の統一感を図ること

※新聞等の紙媒体に掲載する広告デザインは、広報物のキービジュアルおよび基本デザインに準拠すること

### オ ラッピングバスによるPR

唐津市内を走行するラッピングバス1台程度を運行すること。

- ・運行ルート、期間は自由提案可
- ・ラッピング費用を踏まえ、長期間運行する方が効率的であることを考慮すること
- ・デザインは、広報物のキービジュアルおよび基本デザインに準拠すること

## カ サイクルイベントの開催

県内の自転車団体（佐賀県サイクリング協会など）との連携を図り、ツール・ド・九州の佐賀県内のコース等を実際に自転車で走る体験型イベントを実施すること。

- ・サイクリストのみならずロードバイク未経験者も対象とする
- ・スキルや年齢に応じた複数のコースやプランを設定すること
- ・体験型・観光型・グルメ要素を取り入れるなど、多様な楽しみ方ができる内容とすること
- ・インフルエンサー等の活用や地域資源の魅力発信も提案者が自由に企画可能
- ・参加料を徴収し、参加人数は100名程度を目安とする
- ・参加料の金額設定、徴収方法、収支計画（参加料収入の取扱を含む）を提案し、県と協議の上で確定すること
  - ・自転車未所有者等を対象に自転車のレンタルを行うこと
  - ・オリジナルグッズのプレゼントやドリンクの提供等を行うこと。なお、オリジナルグッズは制作する必要がある
- ・安全配慮として、上級者と初級者でのコース分け、少人数グループ編成、夏季開催想定のため熱中症対策と各種保険に加入すること
- ・過去の開催事例（九州他県）を参考に実施
- ・自由提案可：上記に加え、参加者体験を高める演出やプログラムの改善案を提案可能。

## キ イベントへのPRブース出展

県内で開催される各種イベントにブース出展を行い、PRを行うこと。

- ・ロードレースの魅力PRのため、バーチャルサイクリング等の体験型コンテンツも実施するなど工夫すること
- ・既存ノベルティ（ポケットティッシュ、ステッカー、うちわ）、装飾（のぼり旗、長机用テーブルクロス）の活用可

## ク ホームページの保守管理・運用

佐賀県特設ホームページの保守管理を行うこと。

- ・段階的に関連イベント、交通規制情報等を掲載していくため、県と打合せのうえ記事の制作やホームページの内容更新を都度行うこと
- ・保守管理・運用の期間は令和8年6月から令和8年11月までとする

## ケ SNSでの情報発信

インスタグラム等のSNSを開設し、佐賀県特設ホームページと一体的に情報発信を行うこと。

- ・投稿内容は都度県と打ち合わせのうえ決定する

## コ 自転車ロードレース理解促進

自転車ロードレースに対する認知度が低い県民・唐津市民に対し、競技の魅力や見どころを直感的・体験的に伝える取組を行うこと。

(例) 写真・パネル展示、ミニシアターでの映画上映、トークイベント等

- ・初めて見る県民でも理解・興味を持てる内容とすること
- ・県施策（ルート・グランブルー、PLAPLA、パラセーリング、ビーチイベント GrandBlue2026、名護屋城大茶会）や「唐津くんち」等との連動を意識すること
- ・自由提案可：展示方法・イベント内容・演出手法など、提案者が創意工夫可能

## (2) 大会当日イベントの企画・運営

本業務においては、会場条件や交通規制等の制約を踏まえ、来場者の移動手段（自家用車、自転車、シャトルバス等）を含めた実現可能な来場・輸送計画（駐車場配置・誘導、シャトルバス運行、来場者動線及び誘導計画を含む。以下同じ。）を一体的に設計すること。

### ア スタート会場でのサイドイベントの企画・運営

会場（予定場所、レイアウトイメージ等は説明会時に提示）は、3日間にわたるステージレースのスタートとしての象徴的瞬間の演出及び会場規模や条件に応じた密度感・映像価値の高い体験を提供する場所として位置付ける。

また、本会場については、会場条件及び輸送制約を踏まえつつ、来場者数の最大化を図ることを重視する。提案にあたっては、来場者の集客施策と来場・輸送手段を一体的に設計し、実現可能な計画とすること。

- ・来場につながる具体的な集客施策及び来場手段を含めた現実的な誘導方法を提案すること
- ・長時間ではなく、集中的な演出及び参加型コンテンツを中心とすること
- ・映像価値及び体験価値の創出を重視した企画とすること
- ・来場者の安全・動線管理を徹底すること
- ・来場者の会場への誘導、体験型企画、地域資源や施設との連動など、集客や滞在体験向上の工夫を盛り込むこと
- ・来場から観戦、他の観戦地点への移動、帰路までを含めた来場者動線を一体的に設計し、交通規制やシャトルバスの運行計画等と整合を図りながら円滑かつ安全な誘導を行うこと
- ・来場者がスマートフォンでライブ配信を視聴できることを周知し、配信に合わせた応援の楽しみ方や体験型演出等も提案に盛り込むこと（スタート会場、観戦ポイント、中間スプリントポイント、山岳賞ポイント等、観戦者が集まる場所全てにおいて実施すること）
- ・スタート後の来場者フォローとして、地域資源や施設等を活用した短時間の参加型体験、観戦ポイントへの誘導役等を一体的に実施すること。具体的な内容及び手法は自由提案可とし、来場者の行動動線を踏まえた効果的な企画とすること。

実行委員会が実施するセレモニー（出発式、チームプレゼンテーション等）と一体的に実施する必要があることから、企画、準備、運営にあたっては、県のほか、実行委員会等の関係者とも十分調整を行うこと。

#### (ア) ステージイベント

- ・ステージを設置し、ステージ上でのイベントを実施すること
- ・MC 1名をキャスティングすること

- ・ローカルタレントや地元の学生・団体によるパフォーマンス等を取り入れること
- ・大会事務局によりチームプレゼンテーション形式のサインオンが実施される予定であるため、その進行に支障がないよう十分調整を行うこと
- ・短時間での象徴的な演出を行い、映像価値・体験価値を最大化すること

**(イ) 大型ビジョンの設置**

- ・ステージ観覧者が視聴できる位置に大型ビジョンを設置すること。
- ・ステージイベントの前には観客が過去のレース映像等、スタート後にはレース中継映像を見ることができるようになること
- ・大型ビジョンのサイズ、設置場所、台数、コンテンツ等については自由に提案できる

**(ウ) 飲食店舗等の募集及び管理**

- ・会場条件や時間帯、来場者特性を踏まえた提案を行うこと
- ・必要に応じて、佐賀の魅力を感じられる飲食物や物販を提供する出店者の募集・調整・管理を行うこと
- ・出店に必要な許認可（保健所への届出・営業許可等）及び衛生管理について、関係法令等を踏まえ適切に管理すること
- ・出店料等を徴収する場合は、徴収の有無・金額・収入の取扱について、事前に県と協議すること
- ・キッチンカー以外の出店の場合は、テント、長机、椅子等の必要な備品を準備すること

**(エ) 休憩テントの設置**

- ・大型テントを設置し、来場者が休憩できるスペースを確保すること（長机、椅子等を含む）
- ・テント等のサイズや数量は会場条件に応じて提案者が自由に設定できる
- ・強風に耐えられるテントとすること

**(オ) サイクルラックの設置**

- ・会場内に自転車での来場者が使用できるサイクルラックを設置すること。（目安：自転車 100 台分程度）

**(カ) 会場装飾**

- ・必要なサイン、看板等会場の装飾を製作し、設置すること
- ・併せて、来場者が体験・撮影できるフォトスポット等も設置できること。これらの装飾は、短時間で象徴的価値を創出できる内容として、観戦ポイントや、事前の機運醸成や広報素材等への応用も含め、自由提案として実施できること

**(キ) 応援グッズの製作・配布**

- ・来場者に配布する実用的な応援グッズを製作・配布すること
- ・提案内容に応じ配布数量を設定すること（数量設定の理由を示すこと）
- ・配布は、スタート会場の来場者のみならず、パブリックビューイングを実施する観戦ポイント（2箇所）、中間スプリントポイント（2箇所）、山岳賞ポイント（1箇所）等、観客の集まりが見込まれる地点においても実施すること
- ・沿道地域や関係団体等への事前周知として、自治会や地域関係者等への配布も考慮すること
- ・配布方法、配布対象、配布時期等については提案すること

#### (ク) リーフレットの製作・配布

- ・コース、当日イベント、会場図等を掲載したリーフレットを製作すること
- ・ページ数や部数、印刷規格は提案者の裁量に委ねる
- ・配布方法や配布時期について提案すること
- ・あわせて Web 用（PDF・画像形式）についても作成すること

#### (ケ) 来場者規模の設定

- ・来場者数の設定にあたっては、単なる目標値ではなく、集客施策及び輸送手段に基づく実現可能な人数とすること
- ・併せて、当該条件の中で来場者数の最大化を図る提案をすること
- ・来場者数は、概ね 700 人～1,000 人程度を目安とするが、提案する来場・輸送計画に基づき合理的に設定・調整すること
- ・来場者数は、シャトルバス等の輸送手段及び輸送能力を踏まえて設定すること
- ・来場者数の設定にあたっては、その算出根拠を明確にすること

#### (コ) シャトルバスの運行

- ・JR 唐津駅周辺とスタート会場の間、来場者を安全に輸送するシャトルバスの手配、運行、管理を行うこと
- ・シャトルバスは原則として無料とし、運賃その他これに類する料金を徴収しないこと（徴収を行う場合は、事前に県と協議すること）
- ・提案に必要な基礎条件（交通規制、駐車場情報等）は説明会等において県から提示する
- ・スタート会場周辺の駐車スペースが限られているため、パーク&ライドを実施すること
- ・来場者はパーク&ライドを前提とした来場を想定すること
- ・パーク&ライドの実施にあたっては、スタート会場から離れた場所に駐車場を設定し、当該駐車場とスタート会場間を結ぶシャトルバスの運行を含めた輸送計画とすること  
なお、パーク&ライドに使用可能な駐車場（公共施設等）は現時点で未調整であるため、提案にあたっては候補地を設定したうえで、実現可能性を踏まえた計画とすること
- ・運行計画（発着地点、運行ルート、運行時間帯、運行本数、輸送可能人数等）は JR 唐津駅周辺からの輸送及びパーク&ライド駐車場からの輸送を含め、各輸送手段ごとの役割分担及び輸送能力が分かるよう整理した全体計画として、県が提示する基礎条件等をもとに作成し、提案書に概要を明示すること。
- ・混雑緩和や安全確保の観点から事前予約等の手法を導入する場合は、その方法及び運用体制を併せて提案すること。
- ・想定来場者数や輸送規模については提案者において合理的に設定すること
- ・県が指定する駐車場等における案内表示・誘導員配置等、来場者の円滑な駐車及び乗降のための運営・誘導を行うこと（駐車場の確保・提供主体等の詳細は説明会等で提示し、必要に応じて県と協議の上で確定する）
- ・スタート後に県が指定する観戦ポイント（JR 唐津駅周辺）への輸送も考慮
- ・天候や事故・トラブルへの対応
- ・法令順守：旅行業法・道路運送法等の関係法令を遵守すること

- ・実施に必要なスタッフや安全管理体制を盛り込み、県が確認できる資料として提出すること

#### (サ) 仮設トイレ・ゴミステーション等の設置

- ・会場内に仮設トイレ（男性3基、女性5基程度）、手洗い器（適切な数量）、ゴミステーションを設置すること

#### (シ) 救護体制の構築

- ・急な傷病者に対応できるよう救護所を設置し、対応できるスタッフを適切な数配置すること

#### (ス) 来場者数のカウント及びアンケートの実施等

- ・来場者数をカウントし、来場者へのアンケートを実施すること
- ・来場者数のカウントは、スタート地点のほか、観戦ポイント2箇所、中間スプリントポイント2箇所、山岳賞ポイント1箇所においても実施すること
- ・アンケートへの回答者数を確保するため、回答者へのプレゼントとしてオリジナルグッズを制作すること。（300個程度を目安）
- ・アンケート内容は県と実行委員会で決定する

#### (セ) 運営本部の設置

- ・打合せやスタッフが休憩できる運営本部を設置すること

### イ 観戦ポイントでのパブリックビューイングの実施

- ・コース沿いに設置する観戦ポイント2箇所に、大型ビジョンを設置し、レースのパブリックビューイングを実施すること
- ・大型ビジョンのサイズ等は、想定観客数及び視認性を踏まえ、根拠を示して提案すること
- ・映像は、当日インターネットでライブ配信されるレースの中継映像を使用すること
- ・県が指定する1箇所については、観客がレースを理解してわかりやすく楽しめるよう、ロードレースに詳しい解説者1名を含むMC2名程度を配置し、映像に合わせて実況解説を行うこと
- ・パブリックビューイングの実施（大型ビジョンの設置、映像放映、MCの手配）は本業務により実施し、会場の手配や会場内の運営（観客用椅子の設置等）は唐津市が行う
- ・実施にあたっては、県のほか実行委員会や唐津市等の関係者とも十分調整を行うこと
- ・観戦ポイントの設置予定場所等は、説明会時に提示する。なお、場所や条件は今後変更する可能性がある
- ・上記に加え、観客の理解促進や観戦体験の向上につながる演出等については、支障のない範囲で自由提案できる
- ・観客による応援の一体感を創出するため、応援グッズの配布を実施すること
- ・スマートフォンによるライブ配信の視聴促進や応援の工夫についても実施すること

### ウ コース沿線での地域文化を活用した演出の実施

本項目は、スタート会場とは別に、コース沿線において実施する演出を対象とする

- ・コース沿線において地域の伝統文化や芸能等を活用した演出を実施すること
- ・実施にあたっては、関係団体等との事前調整及び当日の運営調整を行うこと
- ・当該演出に必要な謝金等の支払を行うこと

- ・観客の安全確保のため必要な警備体制を構築すること
- ・雨天等により屋外実施が困難な場合には代替手段（テント設置等）により実施できる体制を整えること
- ・レース通過時における演出として実施することを想定し、短時間で効果的な視覚・聴覚的な演出が可能な内容とすること

## エ 運営・管理

- ・ア、イ及びウの事項について、運営全体を統括すること
- ・交通規制を伴う屋外イベント又は来場者 1,000 名程度以上を想定するイベント等において、運営統括の経験を有するディレクターを配置すること
- ・その他運営に必要なスタッフ、警備員等を適切に配置すること

### (3) 交通規制の周知

- ・交通規制に関する情報について、テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体を活用し、広く県民等への周知を行うこと
- ・テレビCM、ラジオCM、新聞広告等の素材は実行委員会が制作するため、これを活用すること
- ・実行委員会においても、テレビ、ラジオ、道路看板、チラシ全戸配布（唐津市内）等において周知を行うが、さらに効果的な周知を実施し、より多くの人に情報を届けることで、全体交通量を抑制し、事故防止等につなげること
- ・実施にあたっては、周知の時期、媒体、内容等について実行委員会と十分に調整のうえ行うこと。
- ・交通規制の周知は、令和 8 年 8 月頃から実施すること
- ・上記に加え、デジタル媒体の活用やターゲットに応じた発信方法など、より効果的と考えられる周知方法については自由提案できるものとする

### (4) 大会当日の撮影

- ・2027 年大会以降のプロモーションに活用できる高品質な映像・写真素材を撮影し、県に USB メモリ等で納品すること
- ・撮影箇所数は複箇所を想定するが、具体的な箇所数や撮影方法、構成、アングル等は提案者の企画力・創意工夫により自由に提案できること
- ・スタート会場、観戦ポイント、コース沿線の地域文化を活用した演出等、大会の象徴的なシーンや会場の雰囲気が伝わる内容を撮影対象に含めること
- ・実行委員会において、スタート地点のセレモニーやレースの様子を撮影する予定であるため、撮影場所や撮影シーンが重ならないよう事前に確認を行うこと。なお、サイドイベントや観戦スポットの様子は基本的に実行委員会では撮影しない。

### (5) 副賞の手配

- ・フィニッシュ地点で実施する表彰式において選手へ贈呈する副賞を手配すること
- ・個数は 6 個、金額は各 25,000 円程度とする

- ・物品の選定は県が行う

## 5 委託業務実施体制

### (1) 実施体制

委託業務の実施に当たっては、佐賀県と十分協議するとともに、以下の事項を遵守すること。

- ・担当者及び責任者を明確にすること
- ・県からの照会に対して速やかに回答できる体制を整えること
- ・業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと
- ・業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任または請負させてはならない
- ・主たる部分以外の業務など一部を第三者に委託・請負わせる場合は、事前に佐賀県の承諾を得ること  
この場合、佐賀県内に本店を有する事業者への発注を考慮することとする。

### (2) 打合せ・報告に関すること

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、以下の事項を遵守すること。

- ・佐賀県との打ち合わせ・報告を主体的に行うこと
- ・打ち合わせや報告の形式・頻度については、県の指示に従い適切に対応すること

## 6 著作権の帰属

(1) 本業務委託で新たに制作した成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、県に帰属する。

- ・成果品例：データ、写真、イラスト、動画、文章等
- ・県はこれらが無償で自由に二次利用できる
- ・著作権法第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと

(2) 第三者素材の利用

- ・利用する場合は、著作権者等と協議し適切に利用すること
- ・二次利用についても同様とする

(3) 紛争対応

- ・著作権・肖像権等に関して第三者と紛争が発生した場合、直ちにこれを県に報告すること
- ・解決は受託者の責任・費用で行うこと

## 7 成果品

業務を完了した時は、以下の内容を含んだ業務完了報告書を県に提出すること。

- (1) 業務概要
- (2) 業務の成果
- (3) 記録写真
- (4) その他必要と認められる書類等

## 8 成果品納入場所

佐賀県SSP推進局 コンベンションチーム

## 9 委託料の支払い

完了払、前金払

## 10 その他留意事項

### (1) 企画・提案に関する事項

- ・本事業の目的を十分に理解したうえで、全体的なコンセプトを設定し、実現性の高い具体的な内容とすること
- ・会場条件や来場者特性を踏まえた現実的かつ効果的な提案を行うこと
- ・サイクルロードレースに興味がない人も含め佐賀県民・唐津市民一体となった賑わい創出に努めること

### (2) 業務変動・調整

- ・本業務の内容は、天候等の影響を受けて変動する可能性がある。協議により追加、修正、削除することがある
- ・本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合は、申請・届出等を含めて受託者が行うこと

### (3) 損害・個人情報管理

- ・受託者による会場の汚損及び損傷、又は第三者への損害は、受託者の責任と費用負担において弁償・賠償すること
- ・個人情報保護及び情報セキュリティに関し、別記「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守すること。受託業務の一部を第三者に再委託・請負わせる場合は、当該再委託者にも遵守させること
- ・本業務により取得した個人情報は、県に無断で第三者に提供することはできず、業務で知り得た情報も漏えいしてはならず、業務完了後も同様とする

### (4) 権利・資料管理

- ・本業務にあたり、第三者のあらゆる権利を侵害してはならない。侵害の恐れがある場合は、受託者の責任で解決すること
- ・県から貸与・提供された紙または電子資料は、業務完了後速やかに返却または指示に従って処分すること

### (5) 連携・報告

- ・本業務の遂行にあたっては、県やその他関係者と密に連携すること
- ・作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること

### (6) 書類保存・仕様書変更

- ・本業務関係書類（支払関係書類を含む。）を業務完了後5年間保存すること
- ・本仕様書の記載事項に変更が生じた場合は、県と受託者の協議により変更することができる
- ・本仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、県と受託者の協議により決定すること

### (7) 保険・事故対応

- ・受託者は、本業務の実施に伴い発生する事故等に備え、必要な損害保険（イベント保険等）に加入すること
- ・事故が発生した場合は、受託者の責任において誠意をもって対応し、速やかに県へ報告すること